

# 会計情報の開示水準

## —日本のリース会計を中心として—

福井職業能力開発促進センター 紙 博文

Disclosure Level on Accounting for Lease in Japan

Hirofumi KAMI

**要約** 会計情報の開示の問題は、誰に、いつ、どのくらい（量）、開示するかという問題として捉えることができる。リース会計情報の開示内容を分析しその開示水準を検討したが、いまだ十分な開示がなされていないように思われる。リース会計情報の開示水準を追求していくならば、それはリース資本化による本体計上の開示となる。しかしながら、現状では、資本化するのと同程度の注記を行なうという「折衷型会計基準」が制定されている。こうした会計情報開示に関する考え方は、今後の会計基準設定に多くの影響を与えるものと思われる。

### I はじめに

ディスクロージャー（disclosure）とは、元来、「あるものの秘密を暴露すること」を意味するが、それから転じて、「あるものの実体を明らかにする」という意味を表すために用いられ、企業会計においては、一般に、企業が外部の利害関係者に対して、自己の経営内容を公開（または開示）することを意味している<sup>(注1)</sup>。

ディスクロージャーにおける主要な要素としては次の項目に注目することができる<sup>(注2)</sup>。

- ・情報開示は何のために行われるのか。
- ・情報開示は誰のために行われるのか。
- ・どのような情報がどれだけ開示されるべきか。
- ・どのようななかたちで開示されるべきか。
- ・いつ開示されるべきか。

これらは、企業に関する情報が、誰（その客体）に対して、いつ、どのくらい（量）、どの程度（質）、どんな手段（形式）で開示されれば有用であるかという問題として捉えることができる。

本稿の目的は、平成5年6月に公表されたわが国初のリース会計基準書（以下、リース会計基準という）

をディスクロージャーの観点から<sup>(注3)</sup>評価することである。すなわち、上述したディスクロージャーの要素から、リース会計情報が、一体、誰に対して、いつ、どのくらい、どの程度、どんな手段で開示されるのか、そして、その際の開示水準は他のものと比べてどういった程度なのか、わが国のリース会計に関するディスクロージャーの水準を考察し、リース会計基準の開示の在り方を検討したい。

### II リース会計情報の開示とその評価

リース会計基準は、証券取引法に基づくディスクロージャー<sup>(注4)</sup>、すなわち財務諸表規則の改正というかたちで制度化された。周知のとおり財務諸表規則は有価証券報告書の「経理の状況」における貸借対照表、損益計算書等の表示に関する規定である。これまでにもリース会計の情報は有価証券報告書や商法の計算書類に開示がなされていたが、それらは金額表示もされない不十分なものであった<sup>(注5)</sup>。この改正により有価証券報告書のリース会計情報はこれまで以上に充実するものの商法計算書類規則の改正はなく、これまで通り

の開示がなされるだけである。

本節では、リース会計基準の開示基準を上述したディスクロージャーの要素から分析しその内容を考察する。

## 1 開示の客体（誰に対して）

これまで有価証券報告書が対象とする読者層は「平均的な一般投資家」を想定していたが、今日の多様な情報要求に対する拡張された投資家保護思想のもとでは、その読者層も変質してきている。<sup>(財)企業財務制度研究会</sup>が1994年3月に公表した報告書では、有価証券報告書の読者として「ある程度の専門的知識を有する者」<sup>(注6)</sup>を挙げており、その具体的な対象者は証券アナリストである。証券アナリストは、高度な教育訓練をうけており「洗練された情報利用」を人的な面から可能としている<sup>(注7)</sup>。

リース会計基準では、主として注記にて資産情報、負債情報、損益情報が伝達されるが、内容は詳細を極めている。よって、これら有価証券報告書の読者として、ある程度の専門的知識を有する者=証券アナリストを想定するならば、彼らにとって、その内容は十分に理解可能なものであり、リースを資本化した場合と同程度の財務数値の計算も算出可能である。つまり、リース会計情報はこうした専門家を通して企業の収益予測や財務体質が伝達されるものと考えられる。

## 2 開示されるべき時期（いつ）

有価証券報告書は、該当会社が当該事業年度終了後3ヶ月以内に大蔵大臣に提出しなければならない。また、この有価証券報告書を入手するには、それを必要とする利用者が、自ら政府刊行物サービス・センターなどに出向き購入するか、または各財務局等で閲覧することが必要である。つまり、企業内容を知りたいものだけが、自らの経済的意図決定を下すために有用な情報を手に入れるのである。このようにリースの会計情報は、間接開示されるものであるが、開示には実際、決算終了後3ヶ月以上の期間が必要である。この期間がはたしてタイムリーな開示として妥当な期間であるのであろうか、否、少し長いように思われる。このため、証券取引所は、タイムリーな開示として、上場会社に対して株主総会以前の取締役会決算承認後、すみやかに決算短信の発表を要請している<sup>(注8)</sup>。決算短信は一般の人が利用できる決算関係書類のなかで、最も早い時期に公表されるものであり、内容は有価証券報告書の財務諸表の主要項目とほぼ一致し、次期の業績

予想の項目もあり有価証券報告書の要約書としてインパクトを持つものである。

リース会計情報は有価証券報告書のみに記載されるが、それがタイムリーなものとなるためには決算短信において、企業のリース債務の状況が開示されるべきである。

## 3 どのくらい（量）、どの程度（質）、どんな手段で開示されるべきか

わが国のディスクロージャーを量的・質的な側面から眺めてみると、財務報告として最も簡易的なものは、新聞紙上にて公表される決算公告（商法による規定）である。次は、商法計算書類における直接開示項目、さらには間接開示項目である附属明細書とつづき、証券取引法に基づくディスクロージャーである有価証券報告書がその内容において最も詳細であり充実している。

直接開示項目は株主総会以前に株主に直接送付されるもので郵送コストの関係のためか内容も限定されており、「取締役がとくに株主に対して説明なり報告しておくべきこと、立場を代えていえば、株主が是非とも取締役から聞いておくべきことが主体となる。」<sup>(注9)</sup>そして、それ以上の内容は必要に応じて間接開示される附属明細書に委ねられている。

ディスクロージャーを量的・質的に規制するものは、ディスクロージャーによる利益がそれにかかるコストを上回るという、コスト・ベネフィット基準の考え方である<sup>(注10)</sup>。上述した計算書類における直接開示、間接開示の振り分けはこの考え方から生じたものである。

リース会計情報の開示によるベネフィット（意義）は、今日多くの説明を要することなく認められており重要度も高い。このため、より多くのリース情報、それらは金額表示をなしたものであるが、有価証券報告書をはじめあらゆる財務報告に的確に開示されるべきである。

それでは、どの程度の質的情報が、そして、それはどんな手段で開示されるべきであろうか。有価証券報告書の主たる読者を、ある程度の専門知識を有するもの=証券アナリストに限ってみれば、彼らの求める情報は、企業収益予測に係わる情報である。すなわち、過去のものを含めた資産情報、負債情報、損益情報、また投資情報や連結企業に関するもの（連結情報）や将来の事業展開に係る研究開発や設備に関する情報等である。そして、これらの情報は、原則として、貸借対照表、損益計算書上に開示されることが必要である。

財務諸表規則では、リース会計基準にしたがってファイナンス・リースを所有権移転、所有権移転以外のファイナンス・リースとに分類し、売買処理＝リース資本化を原則とするが、例外として、それと同程度の注記をすることにより賃貸借処理も容認している。リース会計情報のこのような注記様式からは、取得価額相当額という資産情報、未経過リース料残高という負債情報、また減価償却相当額、支払利息相当額という損益情報を知ることができる。さらに、各々の数値（金額）を貸借対照表に取り込み財務比率（当座比率、負債比率、流動比率、固定比率、総資本回転率、売上高利益率、総資本利益率）の計算も可能となる。リース会計基準の例外処理はリース資本化に対する代替的会計処理と言えるものであるが、それはまた、折衷型会計基準<sup>(注11)</sup>とされ、リースのオンバランス化と同水準の開示をめざすものである。

### III 他のディスクロージャーの現況と開示水準

わが国のディスクロージャー制度は近年大幅に拡充された。2000年3月期の決算より、単体重視の財務諸表から連結主体の財務諸表報告へと変更がなされ、有価証券報告書に記載される連結財務諸表の果す役割がこれまでとは異なり大きくなつた。

本節では、証券取引法によるディスクロージャー、すなわち、有価証券報告書に記載されるリース以外の開示情報（①連結キャッシュフロー計算書、②セグメント情報の開示、③時価情報の開示、④関連当事者間の取引の開示等）の状況を概観し、各々の開示水準を考察する。

#### 1 連結キャッシュフロー計算書

これまで有価証券報告書には、「資金収支の状況」として(a)最近の資金収支の実績、(b)今後の資金計画についての開示があった。この資金計算書は、記載内容は詳しいものの、営業活動によって得られた資金の額をはっきりと示していないため資金の調達と運用の状態を知るために適切な表ではないとの指摘がなされていた<sup>(注12)</sup>。改正により、2000年3月期から、資金フローは連結にて、①営業活動によるキャッシュフロー、②投資活動によるキャッシュフロー、③財務活動によるキャッシュフローと各々3つに区分開示されるようになった。また、これまでの「資金の概念」から「一

時所有の有価証券」を取り除き、「現金および現金等価物」のみを「資金の概念」に限定したこと、より資金フローの状況把握が可能になった。他方、商法のディスクロージャーでは、資金フローに関する情報はない。なお、決算短信には上述した3区分の総額が計上される。

#### 2 セグメント情報の開示

セグメント情報では、企業集団の状況が把握できる。そこでは、売上高、営業損益、経常損益等が、事業別、親・子会社別、地域・所在地区別に分類表示されている。しかしながら、現況のセグメント情報に対して幾つかの問題点が指摘される。たとえば、事業区分の決定を経営者の判断に委ねたことによる経営者の恣意性の介入、所在地別開示における本国以外の国を国別、地域別に開示する必要性、企業グループ全体の営業利益率、売上総利益率の変動等がわかりにくい、等<sup>(注13)</sup>である。なお、セグメント情報は、半期報告書には計上されるが、決算短信には計上されない。

#### 3 有価証券の時価評価およびデリバティブ取引の開示（以下、時価情報という）

2000年9月の半期報告書より、企業は、有価証券の時価について、子会社株式及び関連会社株式を除く有価証券を、その保有目的により、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債権、③その他の有価証券の3つに区分しなければならない。①では、有価証券での評価差額は当期の損益に計上される。②では、満期までの間の金利変動のリスクがないことから償却原価法を採用し、算定した金額を貸借対照表に計上する。③には、長期的な時価の変動により利益を得る目的での保有する有価証券や持ち合い株式のような業務提携等の目的で保有する有価証券が含まれる。この分類においても時価評価が必要であり、その差額は、資本の部に計上される。

また、デリバティブ取引についても時価評価がなされる。そこでは、手持ち資産・負債のヘッジ手段としてデリバティブを用いる場合には、その時価評価差額の会計処理をヘッジ対象の会計処理と一致させることが必要である。わが国では、その方法として繰延ヘッジ法がとられる。

要するに、これまで、注記項目であった時価情報の開示が、貸借対照表の本体上に開示されたのである。よって、開示水準は大きく引き上げられることとなった。なお、半期報告書も同様であり、決算短信には、各々

の評価損益のみが表示される。

#### 4 関連当事者間の取引の開示

関連当事者間取引の開示の意義は、(a)系列取引に関する情報を投資家に提供してよりよい意思決定に資すること、(b)不透明な系列取引に光を当ててその実態を浮き彫りにする、ことである。

関連当事者の範囲は、開示省令第1条27の5によれば、9つに分類されているが、記載範囲が必要以上に細かく、かえって重要なものが見落しされる懸念があるとの指摘がある<sup>(注14)</sup>。

なお、関連当事者間の取引の開示は、決算短信では開示されない。

以上のディスクロージャーの状況は、次のように要約できる。

①有価証券報告書による開示が商法による開示より充実している。これは、対象者をある程度の専門知識を有する者としたことから、商法の会計知識の有無を問わない広汎な人々に対する開示とは質的、量的に大きく異なり、差別的ディスクロージャーとなっているためである。

②ディスクロージャーの内容は、アカウンティング（会計の実質面に係わる項目＝説明）なものとリポーリング（会計の形式面に係わる項目＝報告）のものに分類できる。時価情報、リース会計情報は、前者に、連結キャッシュフロー計算書、セグメント情報、関連当事者間の取引は、後者に属する開示である。

前者では企業収益にかかるより詳細な情報が求められ、後者では内容の簡潔さが求められる。開示水準の決定は、これらの要求水準を満たすか否かが重要な要素となる。

③タイムリーな開示として決算短信に記載されるのは、キャッシュフロー計算書である。また、リース会計情報は、決算短信では、任意開示であるが、半期報告書の開示は行われる。

時価情報やリース会計情報では、それらがオーバランス項目であることから収益予想に多くの不確定要素が含まれる。したがって、これらの実態を表わす情報をタイムリーに開示することこそが開示水準を高いものにする。

④注記による開示が重要視される。注記は補足的情報として、基本的情報の解釈にあたり、意思決定を支援する作用を持ち、他の関連情報が得られたとすれば当該目的充足の程度を高める類いの情報である<sup>(注15)</sup>。つまり、注記は、本体計上では表現できないものに限

定して、開示されなければならない。

セグメント情報、関連当事者間の取引の開示は、注記にてなされが、これは、上述の主旨に沿ったものである。しかしながら、セグメント情報の注記は、その基本的前提となるセグメンテーションの方法が不明確であるとされ、また、関連当事者間の取引の注記は、記載内容が複雑であり、かえって利用者に誤解を与えることになるとの議論がある。

#### V リース会計情報の開示水準

これまで述べてきたことから、ここで、会計情報の開示水準を推量する要素を定め、それらの要素を通して、リース会計基準の開示水準を他の開示項目と比較することも含めて考えてみたい。

開示水準を定める具体的な要素として、次の項目を挙げることができる。

- ・開示内容がアカウンティングなもののリポーリングなものか。
- ・開示の対象（利用者）を誰にしているのか。専門家または平均的な一般投資家、会計知識の有無を問わない広汎な人々等。そして、その内容が利用者にとって理解可能なものか否か。
- ・商法計算書類では該当項目がどの程度、開示されるのか。
- ・タイムリーな開示がなされているか。
- ・本体に開示されるか、注記その他の開示によるものか。

すなわち、開示内容の質的な観点からは、アカウンティングなものはリポーティングのものより、開示すべき内容の要求水準は高いと思われる。それは、会計取引それ自体の認識にかかわり、取引が的確に把握されなければ会計の使命は果たすことはできないからである。これに対して、リポーティングなものは取引と認識された項目をいかに適切に報告するか、いわば報告技術に関するものだからである。

一方、開示対象者（利用者）を誰にするかということは、開示の内容を量的・質的に制約し、対象者の理解可能性から開示水準が規定される。すなわち、専門家を想定するならば、より詳細なより多くの情報が、企業の財務内容を分析するうえで必要とされる。しかし平均的な一般投資家としてはそこまでの情報は必要とされない。例えば、商法の計算書類（直接開示項目及び決算公告）は、その内容は要点だけが簡潔に開示

されていることから会計知識の有無を問わない広汎な人々にも理解可能である。このため、計算書類に記載される開示項目の方が、専門家ののみを対象とした開示項目より、誰もが理解でき必要最小限の内容が伝達されるという観点から、開示される項目の重要性は高いと思われる。

開示箇所は、本体あるいは注記その他によるが、原則として本体計上である。しかし、注記その他に依った方が内容をより的確に伝達する場合にはその開示の方が適切といえる。

なお、タイムリーな開示として決算短信や半期報告書に記載される方が、開示される水準は高い。

以上のことから、リース会計基準の開示水準を考えてみる。

リース会計基準の公表に合わせて財務諸表規則等の改正が行われた（専門家を想定した開示）が、計算書類規則の改正までは至っていない。このため、計算書類ではリース資産の把握はできない、状況である。さらに、タイムリーな開示として、半期報告書にはリース会計情報の開示はなされるが、決算短信では、その開示は任意である。また、開示箇所については、貸借対照表の本体計上が原則であるが、そのほとんどが注記での開示に留まっている。だが、ここでの注記は、従来の補助的な役割ではなく本体計上と同程度の内容の開示である。また、こうした開示状況を他の開示状況、とりわけ時価情報と比べてみると、劣っていることは否めない。その理由は、リース会計情報も時価情報も共にアカウンティングな開示項目でありながら、時価情報は本体計上されるが、リース会計情報は、注記による開示が主であるからである。

要するに、リース会計基準の開示水準は、専門家だけを対象者としていること、本体開示を原則とするもののはほとんどが注記による開示としてなされること、決算短信での開示がみられないこと、等から開示される水準を推量すれば、いまだ十分な水準には達してはいない、といえる。しかしながら、リース会計基準で示された、注記による本体計上と同程度の情報を開示するという折衷型会計基準の適用については評価できる。なぜなら、それは、今後の日本における会計情報開示の在り方を示唆しているように思われるからである。

会計ビックバンの名のもと、2000年9月の中間決算より、時価会計の導入、退職金給付会計、税効果会計（2000年3月期より）等、日本の会計はドラステック

な変革をとげる。しかしながら、ディスクロージャーに関する、質、量、その対象者、時間的的確さ等の観点から、るべき開示基準は未だ示されてはいない。このため、今後の開示状況を注視し、その在り方を見守る必要がある。

## V むすび

会計情報の開示の問題は、誰に、いつ、どのくらい（量）、開示するかという問題として捉えることができる。リース会計基準を分析しその開示すべき水準を検討してきたが、その開示内容は未だ十分なものではない、と指摘できる。リース会計情報の開示水準を追求すれば、それはあくまでもリース資本化による開示であろう。しかしながら、現状では、本体計上と同程度の注記を行なうという折衷型会計基準が制定されている。このような会計情報開示に関する考え方は、今後の日本におけるディスクロージャーの在り方を示唆しているように思われるが、本体計上であるべき開示が、折衷型会計基準による開示がなされるところに現在の会計基準設定の限界もみることができる。

## 注

(注1) ディスクロージャーの意味については、森川（[16]，6-7頁）、原田（[15]，23頁）を参照のこと。

(注2) 主要な問題点としては、ヘンドリクセン（[1]，p504）、伊藤（[3]，143頁）、武田（[11]，13頁）、川口（[7]，643頁）を参照のこと。

(注3) 「リース会計基準」の公表により、様々な角度から多くの論文が発表されている。例えば、理論的な問題点を指摘するものとして加古（[5]）がある。また、税務上の観点からは、井上（[4]）、さらに、国際会計基準との関連においては、茅根（[13]）の論稿がある。

(注4) わが国のディスクロージャー制度における各々の目的、内容、理念の相違については、伊藤（[3]，118頁）、山形（[17]，7頁）、飯野（[2]，2-3頁）を参照のこと。

(注5) 加瀬（[6]，18頁）を参照のこと。

(注6) 有価証券報告書等開示内容検討委員会報告「開示内容の改善に向けての調査研究」（財）企業財務制度研究会 1994年3月、7-9頁を参照のこと。

(注7) 桜井（[9]，68頁）は証券アナリストの専門

- 知識を高く評価している。
- (注8) 法的開示の他、証券取引所の上場規定に基づく開示書類がある。「決算短信」もその1つである。
- (注9) 田中([12], 32頁)を参照のこと。
- (注10) 武田([10], 20頁)を参照のこと。
- (注11) 茅根([14], 94頁)を参照のこと。
- (注12) 熊野([8], 113頁)を参照のこと。
- (注13) その他の問題点については、前掲「開示内容の改善に向けての調査研究」93頁を参照のこと。
- (注14) 前掲「開示内容の改善に向けての調査研究」95頁を参照のこと。
- (注15) 武田([10], 15頁)。また、その役割と利用については熊野([8], 72-73頁)を参照のこと。

## 参考文献

- [1] Hendriksen, Eldows. S "Accounting theory" fourth edition, 1982.
- [2] 飯野利夫著『財務会計論』同文館, 1987年6月。
- [3] 伊藤邦雄著『現代会計入門』日本経済新聞社, 1994年6月。
- [4] 井上久彌(稿)「リース会計基準意見書」と税法』『税経通信』第48巻10号, 1993年8月。
- [5] 加古宜士(稿)「リース会計基準の主な論点」『企業会計』第45巻9号, 1993年9月。
- [6] 加瀬兼司(稿)「新計算書類規則の実務」『企業会計』第41巻3号, 1989年3月。
- [7] 川口順一著『財務会計論』税務経理協会, 1995年6月。
- [8] 熊野実夫著『企業財務情報読本』中央経済社, 1993年7月。
- [9] 桜井久勝(稿)「会計処理方法の多様性および変更と投資情報」『企業会計』第47巻7号, 1995年7月。
- [10] 武田隆二(稿)「財務情報画定基準とメディア機能」『企業会計』第39巻12号, 1987年12月。
- [11] 武田隆二(稿)「ディスクロージャーの在り方」『国民経済雑誌』138巻2号。
- [12] 田中弘(稿)「附属明細書の役割・機能と問題点」『企業会計』第39巻12号, 1987年12月。
- [13] 茅根聰(稿)「リース会計基準をめぐる国際的調和の意味」『会計』第146巻5号, 1994年11月。
- [14] 茅根聰(稿)「リース会計基準における国際的調和化の視点」『経営管理研究所紀要(愛知学院大学)』第1号, 1995年2月。
- [15] 原田富士夫(稿)「情報会計とディスクロージャー」『企業会計』第32巻6号, 1980年6月。
- [16] 森川八洲男(稿)「会計責任とディスクロージャー」『税経セミナー』60年2月号, 1985年2月。
- [17] 山形休司(稿)「企業会計原則と商法計算規定のそれぞれの目的観及び計算原理について」『税経セミナー』94年11月号, 1994年11月。